## 検討部会の設置(案)について

### 1 検討部会の設置(案)

要綱第7条の規程に基づき、以下の3つの検討部会を設置します。

#### 検討部会とその所掌の概要

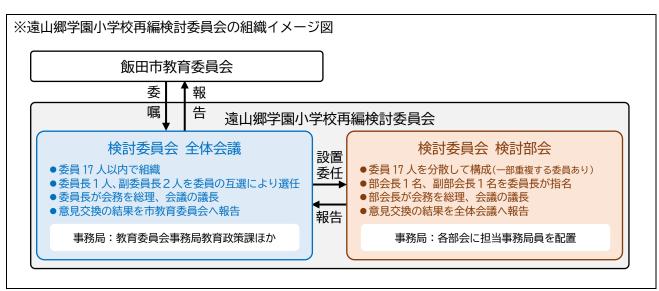
検討部会名称	所掌事項概要		
校名等検討部会	校名や校歌及び校章に関すること		
通学等検討部会	通学路及び通学方法に関すること		
校務等調整部会	教育課程再編や学級編成、学校運営方針や学校行事、PTAや 児童会組織に関すること		

なお、各検討部会には、部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定めます。また、部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができます。

#### 2 検討委員会及び検討部会と教育委員会の関係性

要綱第3条、第5条、第7条及び第8条の規程により、検討委員会及び検討部会と教育委員会との関係性は、以下の図のとおりです。

全体会議は、検討部会を設置し、所掌事項に関する検討を委任します。従って、全体会議は、検討部会での協議結果の報告を受けた際は、全体会として決議し、その結果を教育委員会へ報告することとなります。なお、検討部会での協議結果について、全体会議で「再検討」とされた場合は、改めて検討部会で協議をすることとなります。



# 3 検討部会の所掌(協議等する)事項

要綱第2条に基づく検討委員会の所掌事項を、以下のとおり、各検討部会へ分担します。なお、今後の協議の中で新たに協議することが必要な事項(表に記載がない事項)が生じた場合は、正副委員長と事務局が協議をして協議する検討部会を定めることとします。

担当	要綱		
検討部会	第2条	項目	内 容
校名等検討部会	第1号	校名に関すること	・校名の取り扱いに関すること ・校名候補の決定方法に関すること* ・(募集する場合)募集に関すること ・校名候補の決定に関すること
	第2号	校歌及び校章に関すること	・校歌の取り扱いに関すること ・校歌の詞・曲の候補の決定方法に関すること ・(作詞・作曲を外部へ依頼する場合)依頼先に 関すること ・校歌候補の決定に関すること ・校章の取り扱いに関すること ・校章デザイン候補の決定方法に関すること* ・(募集する場合)募集に関すること ・校章候補の決定に関すること
通学等検討部会	第5号	通学路及び通学方法 に関すること	・通学路の確認(和田小学校の児童) ・通学経路(距離)に関すること ・通学方法(交通手段)に関すること ・通学の見守り、安全対策に関すること
校務等調整部会	第3号	学校運営方針及び学 校行事に関すること	・学校目標等に関すること ・年間行事計画、学校間交流事業及び学校行事 (地域との連携)に関すること* ・学校運営協議会に関すること ・閉・開校に関すること*
	第4号	教育課程再編及び学級編成に関すること	・教育課程(月歴・日課等)に関すること ・児童指導(校則等)に関すること* ・学級編成に関すること ・教室配置及び学校施設に関すること ・物品備品(机・椅子・教材等)に関すること ・学校生活(運動着、名札、上履き、鞄、その他 学用品)に関すること ・給食に関すること ・引っ越しに関すること
	第6号	PTA組織及び児童 会組織に関すること	<ul><li>・PTA組織・運営に関すること</li><li>・児童会組織・運営に関すること**</li></ul>
	第7号	教育委員会が必要と 認める事項	・情報提供に関することなど

<sup>※</sup> 児童(場合により生徒)の意見を反映するポイントとして想定する事項